

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年 9 月24日

【会社名】

中野冷機株式会社

【英訳名】

NAKANO REFRIGERATORS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 山木 功

【本店の所在の場所】

東京都港区芝浦二丁目15番 4 号

【電話番号】

東京 (03) 3455-1311 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部門長 小野 浩一

【最寄りの連絡場所】

東京都港区芝浦二丁目15番 4 号

【電話番号】

東京 (03) 3455-1311 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部門長 小野 浩一

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年9月24日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年9月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式1,662,400株を1株に併合いたします。

株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2025年10月16日

効力発生日における発行可能株式総数

12株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、現行定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主はエムキャップ十五号株式会社及びアイング株式会社のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主はエムキャップ十五号株式会社及びアイング株式会社のみとなるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合	決議結果
第1号議案	48,781	46	0	99.9%	可決
第2号議案	48,802	26	0	99.9%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

・議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2 賛成割合につきましては、本臨時株主総会前日までの事前行使分の議決権数に本臨時株主総会当日出席の株主全員の議決権数を加算し分母として計算しております。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

以上